

○神奈川歯科大学附属横浜クリニック診療助手の労働条件等に係る細則

令和5年11月1日

制定

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川歯科大学附属横浜クリニック診療助手の労働条件等について定めるものである。

(労働条件等)

第2条 雇用契約期間は1年とし、契約更新をする場合がある。

- 2 勤務日数及び就業時間は本法人の就業規則による。
- 3 給与等は基本給、診療実績手当、基礎実習手当及び交通費とする。
なお、基本給は月額225,200円（学校法人神奈川歯科大学給与規程に定められた教員俸給表教育職（一）1級9号俸）とし、昇給はなしとする。
- 4 診療実績手当の算定は以下の通りとし、診療等従事月の翌月に支給する。
 - 1) 1か月当たりの診療患者数が120人を超えた場合は1万円を支給し、10人増加するごとに1万円支給する。
 - 2) 1か月当たりの診療報酬額（外来および入院を伴う手術料・処置料の合算）が30万円を超えた場合は5千円を支給し、更に保険診療報酬額が5万円増加するごとに5千円を支給する。なお、複数名による保険診療（外来および入院を伴う手術料・処置料）については、別紙「診療科別按分表」により調整する。
 - 3) レセプト審査による査定または契約自費の返金が生じた場合には、当該月に遡り再計算の上、翌月以降の支給額で調整する。但し、矯正歯科の契約自費については、翌月以降の支給額で分割にて調整する。
- 5 基礎実習手当は基礎実習半日ごとに5,000円とし、従事月の翌月に支給する。
- 6 交通費は学校法人神奈川歯科大学給与規程第12条に準じて支給する。
- 7 賞与の支給はなしとする。
- 8 退職金の支給はなしとする。
- 9 年次有給休暇は学校法人神奈川歯科大学年次有給休暇取扱規程により付与する。
- 10 特別休暇は本法人の就業規則により付与する。

附 則 本細則は、令和6年4月1日から施行する。

本細則は、令和8年4月1日から一部変更施行する。